

令和2年7月豪雨
住まいの再建ガイドブック

【令和3年3月版】
熊 本 県

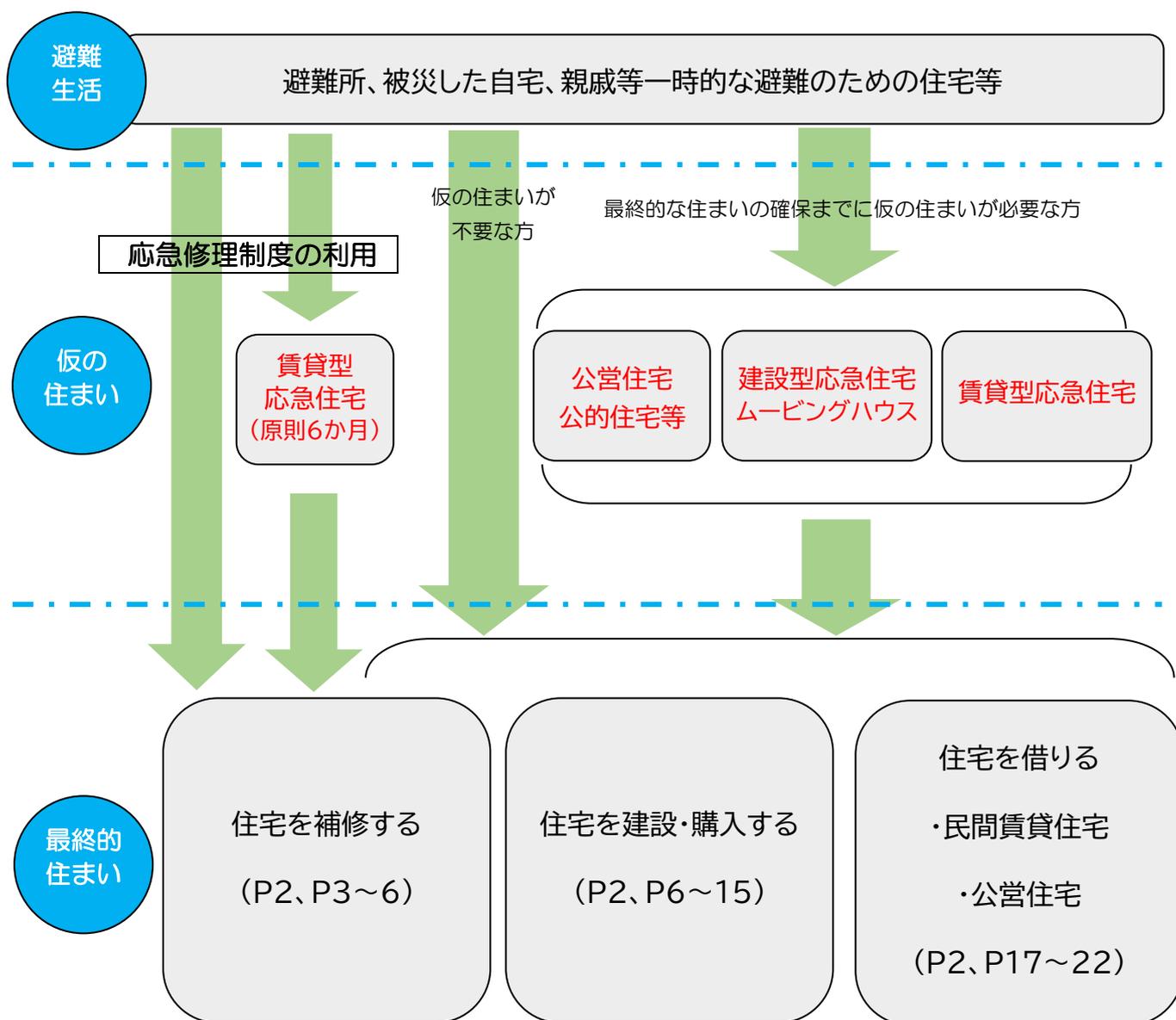
目次

このガイドブックについて	1
1. 住まいの再建方法と公的支援の概要	2
2. 住宅を補修する	3
3. 住宅を建設・購入する	
1) 被災前と同じ場所で住宅を「新築」する	6
2) 被災前と異なる場所に用地を取得し、「新築」する	9
3) 被災前と異なる場所で住宅を「購入」する	13
《参考資料：高齢者の方が利用できる融資制度（災害復興住宅融資）》	15
《参考資料：被災者向け住宅プランのご案内》	16
4. 住宅を借りる	
1) 民間の「賃貸アパート」を借りる	17
2) 「災害公営住宅」に入居する	19
◆お問合せ・相談窓口等（巻末）	

このガイドブックについて

- ・ このガイドブックは、「令和2年7月豪雨」により住宅が被災し、応急仮設住宅などへ仮住まいを余儀なくされている方々や、その方々を支援する行政や関係団体等で役立てていただくために、想定される住まいの再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報を取りまとめたものです。
- ・ 活用できる支援制度は、住宅の被害程度により異なりますので、り災証明書の『住家被害の程度』欄をご確認ください。
- ・ このガイドブックに掲載している支援制度の内容は、令和3年2月末現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。また、耐震改修を行ったり、土砂災害特別警戒区域から移転する場合に、既存の制度により補助を受けられる場合があります。
- ・ 制度を利用される場合は、各制度の問合せ先にご確認ください。(末尾ページの「お問合せ・相談窓口一覧」を参考にしてください)

(避難生活から住まいの再建までの一般的な流れ)



1. 住まいの再建方法と公的支援の概要

住まいの再建については、居住していた住宅の被害程度、再建のために必要となる費用の支払可能額、今後のライフプラン（生活設計）をもとに、利用できる公的又は民間の支援制度などを踏まえて、総合的に検討していく必要があります。

住宅の再建方法は、「被災した住宅を修理する」、「住宅を建設する（購入する）」、「住宅を借りる」の大きく3つに分かれます。このガイドブックは、この区分に基づき公的支援の内容などを整理しています。なお、市町村によっては、独自の支援制度を設けている場合がありますのでご注意ください。

住まいの再建方法と被害状況		1. 住宅を補修する					2. 住宅を新築・購入する					3. 住宅を借りる									
												1) 民間の「賃貸アパート」を借りる					2) 災害公営住宅に入居する				
生活再建支援制度	住宅被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	一部損壊	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	一部損壊	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	一部損壊	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	一部損壊
	生活再建支援制度	基礎支援金	○	○	解体世帯のみ	解体世帯のみ	-	○	○	解体世帯のみ	解体世帯のみ	-	○	○	解体世帯のみ	解体世帯のみ	-	○	○	解体世帯のみ	解体世帯のみ
加算支援金		○	○	○	解体世帯のみ	-	○	○	○	解体世帯のみ	-	○	○	○	解体世帯のみ	-	-	-	-	-	-
災害融資		○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住まいの再建5つの支援策	成事業	○	○	※1	※1	-	○	○	※1	※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利自	○	○	※1	※1	-	○	○	※1	※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	助住	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	※1	※1	-	-	-	-	-	-
	入公	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	※1	※1	-
	助転	○	○	※1	※1	-	○	○	※1	※1	-	○	○	※1	※1	-	○	○	※1	※1	-

※1 応急仮設住宅に入居していた方（応急修理制度利用者を除く）、被災した住宅を解体した方

各制度には、その他の受給要件がございますので、詳細は各市町村窓口へご相談ください。

2. 住宅を補修する

被災した住宅を「修理・改修」して使う

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)	住宅の補修に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+100万円 = 200万円
	大規模半壊	50万円	+100万円 = 150万円
	中規模半壊	—	50万円 = 50万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+ 75万円 = 150万円
	大規模半壊	37.5万円	+ 75万円 =112.5万円
	中規模半壊	—	37.5万円 = 37.5万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。		

b) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

住宅に被害が生じた旨の「り災証明」を交付されている方で、ご自分が居住するために住宅を補修する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

☆り災証明書が交付されている方が対象となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは P15 を参考にしてください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要(令和3年3月1日現在)】

	補修	
融資限度額	1,200万円※1	
融資金利※2 (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.82%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.62%
返済期間	20年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※1:所要額(補修費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2:融資金利は、原則として毎月改定します。最新の融資金利や新機構団信等の制度の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

c) リバースモーゲージ利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて県内の住宅を補修した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】次の(1)、(2)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 自宅の住宅再建を行うため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（60歳以上の方が対象）を受けた方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）に、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を乗じて算出した額に 20 を乗じて得た額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

d) 自宅再建利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等から融資を受けて県内の住宅を補修した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】

次の(1)～(3)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 別に定める収入（所得）要件に該当する方

(3) 本人又は本人の 2 親等以内の親族が住宅再建を行うため金融機関等から融資を受けていること

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）の利子について、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を超える場合は、当該融資金利）及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

e) 転居費用助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、県内の補修した住宅へ転居（家財等を移動）した場合、転居費用として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

(ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方

(イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方

(ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方

(エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定された方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1 世帯当たり 1 回限り定額 10 万円を助成します。

■ 問合せ先 被災時にお住まいの市町村

《参考資料：浸水した住宅の補修や自宅の再建に関する相談窓口のお知らせ》

■ 無料現地休日相談窓口

市町村名	相談窓口の所在地	日時
人吉市	人吉市西間下町 1132-1 ENEOS 矢黒ガソリンスタンド隣	毎週土日 13:00~16:00
八代市	巡回相談（主に坂本町内） ※詳細は県 HP 参照	毎週日 13:00~16:00

3. 住宅を建設・購入する

1) 被災前と同じ場所で住宅を「新築」する

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)		住宅の建設に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
	複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+200万円
大規模半壊		50万円	+200万円	= 250万円
中規模半壊		—	100万円	= 100万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+150万円	= 225万円
	大規模半壊	37.5万円	+150万円	= 187.5万円
	中規模半壊	—	75万円	= 75万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくことが非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。			

b) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

被災された方（全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている方）で、ご自分が居住するために住宅を建設する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

また、整地資金についても融資を受けることができます。

☆り災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特別制度）があります。（詳しくは P15 を参考にしてください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要(令和3年3月1日現在)】

建設(土地を取得しない場合)		
融資限度額	2,700万円※ ¹	
融資金利※ ² (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.82%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.62%
返済期間	35年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※1:所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2:融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利や新機構団信等の制度の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

c) リバースモーゲージ利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて県内で住宅を建設した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】 次の(1)、(2)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 自宅の住宅再建を行うため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（60歳以上の方が対象）を受けた方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）に、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を乗じて算出した額に 20 を乗じて得た額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

d) 自宅再建利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等から融資を受けて県内で住宅を建設した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】

次の(1)～(3)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 別に定める収入（所得）要件に該当する方

(3) 本人又は本人の 2 親等以内の親族が住宅再建を行うため金融機関等から融資を受けていること

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）の利子について、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を超える場合は、当該融資金利）及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

e) 転居費用助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、県内の建設した住宅へ転居（家財等を移動）した場合、転居費用として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

(ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方

(イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方

(ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方

(エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定された方

※その他要件の詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1 世帯当たり 1 回限り定額 10 万円を助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

f) 被災した住宅のローンなどの免除・減額

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、「災害救助法」が適用された自然災害により被災した個人または個人事業者の方を対象としており、このガイドラインを利用することによって、住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、銀行などの金融機関等との話し合いにより、住宅ローン等の減額や免除を受けることができます。

このガイドラインに基づく債務整理を行うことにより、債務者には次のようなメリットがあります。

メリット 1：個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

破産手続・再生手続とは異なり、このガイドラインに基づく債務整理の場合には、個人信用情報として登録されません。そのため、その後の新たな借入れにも影響が及びません。

メリット 2：国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」が無料で手続を支援します。

このガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、弁護士などの「登録支援専門家」が、債務者及び債権者のいずれにも利害関係をもたない中立かつ公正な立場でこのガイドラインに基づく手続を支援します。

メリット 3：財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができます。

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なりますが、預貯金などの財産の一部を「自由財産」として残すことができます。

■問合せ先 最も多額のローンを借り入れている金融機関の受付窓口

2) 被災前と異なる場所に用地を取得し、「新築」する

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)	住宅の建設に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯※	100万円	+200万円 = 300万円
	大規模半壊	50万円	+200万円 = 250万円
	中規模半壊	—	100万円 = 100万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯※	75万円	+150万円 = 225万円
	大規模半壊	37.5万円	+150万円 = 187.5万円
	中規模半壊	—	75万円 = 75万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくことが非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。		

b) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

被災された方（全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている方）で、ご自分が居住するために住宅を建設する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

また、土地取得資金や整地資金についても融資を受けることができます。

☆り災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特別制度）があります。（詳しくは P15 を参考にしてください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要（令和3年3月1日現在）】

	建設(土地を取得する場合)※ ¹	
融資限度額	3,700万円※ ²	
融資金利※ ³ (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.82%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.62%
返済期間	35年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※1:土地を取得する場合とは、り災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいいます。 ※2:所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※3:融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

c) リバースモーゲージ利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて県内で住宅を建設した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】 次の(1)、(2)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 自宅の住宅再建を行うため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（60歳以上の方が対象）を受けた方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）に、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を乗じて算出した額に 20 を乗じて得た額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

d) 自宅再建利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等から融資を受けて県内で住宅を建設した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】

次の(1)～(3)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 別に定める収入（所得）要件に該当する方

(3) 本人又は本人の 2 親等以内の親族が住宅再建を行うため金融機関等から融資を受けていること

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）の利子について、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を超える場合は、当該融資金利）及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

e) 転居費用助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、県内の建設した住宅へ転居（家財等を移動）した場合、転居費用として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

(ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方

(イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方

(ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方

(エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定された方

※その他要件の詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1 世帯当たり 1 回限り定額 10 万円を助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

f) 被災した住宅のローンなどの免除・減額

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、「災害救助法」が適用された自然災害により被災した個人または個人事業者の方を対象としており、このガイドラインを利用することによって、住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、銀行などの金融機関等との話し合いにより、住宅ローン等の減額や免除を受けることができます。

このガイドラインに基づく債務整理を行うことにより、債務者には次のようなメリットがあります。

メリット 1：個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

破産手続・再生手続とは異なり、このガイドラインに基づく債務整理の場合には、個人信用情報として登録されません。そのため、その後の新たな借入れにも影響が及びません。

メリット 2：国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」が無料で手続を支援します。

このガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、弁護士などの「登録支援専門家」が、債務者及び債権者のいずれにも利害関係をもたない中立かつ公正な立場でこのガイドラインに基づく手続を支援します。

メリット 3：財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができます。

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なりますが、預貯金などの財産の一部を「自由財産」として残すことができます。

■問合せ先 最も多額のローンを借り入れている金融機関の受付窓口

3) 被災前と異なる場所で住宅を「購入」する

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯人数と被害の程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)	住宅の購入に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+200万円 = 300万円
	大規模半壊	50万円	+200万円 = 250万円
	中規模半壊	—	100万円 = 100万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+150万円 = 225万円
	大規模半壊	37.5万円	+150万円 = 187.5万円
	中規模半壊	—	75万円 = 75万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくことが非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。		

b) 災害復興住宅融資 【資金を借りる】

被災された方（全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている方）で、ご自分が居住するために住宅を購入する場合、住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができます。

☆り災証明書の『被害の程度』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、被災住宅が修理不能等であることが条件となります。

☆借入金額や返済期間等により返済額が異なります。また、融資を受けるための条件があります。

☆ご高齢の方の住宅再建を支援する制度（親子リレー返済、親孝行ローン及び高齢者向け返済特例制度）があります。（詳しくは P15 を参考にしてください）

■問合せ先 住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

【災害復興住宅融資の概要(令和3年3月1日現在)】

	購入	
融資限度額	3,700万円 ^{*1}	
融資金利 ^{*2} (全期間固定金利)	新機構団信付きの金利	年 0.82%
	団信に加入しない場合の金利	年 0.62%
返済期間	35年以内(1年以上1年単位) *完済時年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢)の上限は80歳です。	
備考	※1: 所要額(購入費)が融資限度額よりも低い場合は、所要額が限度となります。 ※2: 融資金利は原則として毎月改定します。最新の融資金利及び新機構団信の詳細は、住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル)にお問い合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ(www.jhf.go.jp)でご確認ください。	

【ご注意】審査の結果、ローンの延滞履歴がある等返済に懸念がある方については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。

c) リバースモーゲージ利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて県内で住宅を購入した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】 次の(1)、(2)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 自宅の住宅再建を行うため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（60歳以上の方が対象）を受けた方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）に、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を乗じて算出した額に 20 を乗じて得た額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

d) 自宅再建利子助成事業【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、金融機関等から融資を受けて県内で住宅を購入した場合、借入額の利子に対する助成を受けることができます。

【対象者】 次の(1)～(3)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 別に定める収入（所得）要件に該当する方

(3) 本人又は本人の 2 親等以内の親族が住宅再建を行うため金融機関等から融資を受けていること

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

住宅に係る借入額（上限 850 万円まで）の利子について、借入時の貸付利率（独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」の融資金利（団体信用生命保険未加入の場合の適用金利）を超える場合は、当該融資金利）及び借入期間による元利均等月賦支払の方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額を、1 世帯当たり 1 回限り助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

e) 転居費用助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、県内の購入した住宅へ転居（家財等を移動）した場合、転居費用として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

(ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方

(イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方

(ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方

(エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定された方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1 世帯当たり 1 回限り定額 10 万円を助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

f) 被災した住宅のローンなどの免除・減額

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、「災害救助法」が適用された自然災害により被災した個人または個人事業者の方を対象としており、このガイドラインを利用することによって、住宅ローン等を借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続によらず、銀行などの金融機関等との話し合いにより、住宅ローン等の減額や免除を受けることができます。

このガイドラインに基づく債務整理を行うことにより、債務者には次のようなメリットがあります。

メリット 1：個人信用情報として登録されないため、新たな借入に影響が及びません。

破産手続・再生手続とは異なり、このガイドラインに基づく債務整理の場合には、個人信用情報として登録されません。そのため、その後の新たな借入れにも影響が及びません。

メリット 2：国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」が無料で手続を支援します。

このガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、弁護士などの「登録支援専門家」が、債務者及び債権者のいずれにも利害関係をもたない中立かつ公正な立場でこのガイドラインに基づく手続を支援します。

メリット 3：財産の一部をローンの支払いに充てずに手元に残すことができます。

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なりますが、預貯金などの財産の一部を「自由財産」として残すことができます。

■問合せ先 最も多額のローンを借り入れている金融機関の受付窓口

◀参考資料：高齢者の方が利用できる融資制度(災害復興住宅融資)▶

【制度概要】

(1)親子リレー返済

申込本人の子、孫等で、定期的収入のある方を後継者（連帯債務者）にすることによって、後継者の申込時の年齢をもとに返済期間の設定ができ、最長35年の返済期間でお借入れが可能な場合があります。

※年齢による最長返済期間：（80歳－「後継者」の申込時の年齢（1歳未満は切上げ））

(2)親孝行ローン

今回の災害により居住していた住宅に被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた親（満60歳以上の父母・祖父母等）が居住するため、子が住宅を建設、購入、補修するための費用に対する融資制度です。親孝行ローンをご利用いただいた場合、子（申込本人）は債務者となりますが、融資住宅に居住する必要はありません。また、申込本人（子）は持分を必ず持っていただきますが、持分割合に制限はありません。なお、融資住宅の建設（購入）場所は制限がありません。

(3)高齢者向け返済特例

申込者が満60歳以上の場合に利用できる制度です。毎月の支払は利息のみで、借入金の元金は、申込人全員の死亡時に相続人が自己資金等で一括返済するか、担保提供された融資住宅と敷地を売却することによってご返済いただきます。機構は、融資住宅と敷地の売却代金によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。なお、この制度は、通常の災害復興住宅融資と比べて金利水準が高く、担保評価による融資額の上限があるなど、この制度特有の取扱があります。

＜借入金額1,000万円、融資金利年2.08%で試算した場合の支払額の例＞

	毎月の支払額	1年間の支払額
高齢者向け返済特例制度	17,333円	208,000円

※1 令和3年3月1日現在の金利（原則として毎月改定します）。

※2 毎月の支払額＝借入希望額×融資金利÷12（1円未満切捨て）

(4)その他（収入合算の利用）

「収入合算」とは、申込本人の年収に加えて、連帯債務者の年収を合算した上で、総返済負担率（年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合）を計算する制度です。同居しない連帯債務者の年収を合算できる場合があります。また、複数名の収入合算もできます。年金収入のみでは総返済負担率から工事費全額の融資を受けることが困難な場合でも、収入合算を行うことで、全額融資が可能となる場合があります。

■問合せ先：住宅金融支援機構お客さまコールセンター

（災害専用ダイヤル）0120-086-353（通話料無料）

＜参考資料：被災者向け住宅プランのご案内＞

(1) くまもと型伝統構法による被災者向け住宅プランのご案内

令和2年7月豪雨の被災者の住宅再建を支援するため、県と被災地の建築士や工務店と連携し、くまもと型伝統構法による木造住宅プランを策定しました。

県産材をふんだんに使用した小世帯向けのコンパクトな住宅であり、基礎の立ち上がりがないため、浸水被害からの復旧が容易な仕様となります。

1 住宅再建プランの内容

- 1) 構造 木造（くまもと型伝統構法） 平屋建て 66.2㎡（20坪）
- 2) プラン 人吉球磨版、やっちろ版の2プラン
（人吉球磨版は外壁が杉板仕上げ、やっちろ版は土壁漆喰仕上げ）
- 3) 工事費 1,650万円（税込）
※土地造成・外部給排水・外構工事・手続き費等は除く

4) 特徴

- ・気候、風土、文化に根差した和風住宅で、中山間地の景観にも馴染みやすい。
- ・基礎は石場建てであり、浸水後の床下等の復旧が行いやすい。
- ・地域産木材が使用され、地元工務店が建築するためメンテナンスも安心。など

(2) 建築士会による被災者向け住宅プランのご案内

被災地の建築士と工務店が連携し、低廉で良質な木造住宅の「人吉球磨型復興住宅」と「やっちろ型復興住宅」のプランを策定しました。

1 やっちろ型復興住宅

令和2年7月豪雨災害で被災された方で、八代市内で住宅を再建しようとする方を対象とした住宅プランです。

- 1) 構造規模 木造平屋建て 59.6㎡（18坪）
- 2) 価格 1,200万円（税込）※土地造成・外部給排水・外構工事・手続き費等は除く

2 人吉球磨型復興住宅

令和2年7月豪雨災害で被災された方で、人吉球磨地域で住宅を再建しようとする方を対象とした住宅プランです。

- 1) 構造規模 木造平屋建て Aプラン66.2㎡（20坪） Bプラン64.5㎡（19.5坪）
- 2) 価格 1,300万円（税込）※土地造成・外部給排水・外構工事・手続き費等は除く

■問合せ先

（公社）熊本県建築士会 電話096-383-3200

同上 人吉支部 電話0966-22-0044

同上 八代支部 電話0965-34-8780

※詳細プランや建築条件については、チラシ（熊本県建築士会ホームページに掲載）をご確認ください。

4. 住宅を借りる

住宅を借りる場合は、民間アパートあるいは既存の公的賃貸住宅を借りて住まう方法と、災害公営住宅等に住まう方法とがあります。

1) 民間の「賃貸アパート」を借りる

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

世帯の人数と住宅の被害程度（全壊、大規模半壊等）に応じて支援金を受け取ることができます。

■問合せ先 被災時に居住していた市町村

【支援金の概要】

	被害程度に応じた支援金 (基礎支援金)		民間住宅の賃借に係る支援金 (加算支援金)	支援金合計額
複数世帯 (2人以上世帯)	全壊又は解体世帯*	100万円	+50万円	= 150万円
	大規模半壊	50万円	+50万円	= 100万円
	中規模半壊	—	25万円	= 25万円
単身世帯 (1人世帯)	全壊又は解体世帯*	75万円	+37.5万円	=112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	+37.5万円	= 75万円
	中規模半壊	—	18.75万円	=18.75万円
備考	※「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。住宅が「半壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとな非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかったりするため、これらの住宅を解体した場合には、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。			

b) 民間賃貸住宅入居助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、再建先として県内の民間賃貸住宅を契約して入居した場合、契約に必要な初期費用の支援として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1世帯当たり1回限り定額20万円を助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

c) 転居費用助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、県内の民間賃貸住宅へ転居（家財等を移動）した場合、転居費用として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定された方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1 世帯当たり 1 回限り定額 10 万円を助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

2) 「災害公営住宅」に入居する

災害公営住宅は、災害で住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者向けに、国の補助で県や市町村が整備し、低廉な家賃で賃貸する住宅です。災害公営住宅は、一定の入居要件があるほか、収入に応じた家賃を支払う必要があります（詳しくは P21 を参照）。なお、この他に、既存の公営住宅に入居できる場合がありますので、詳しくは市町村にお尋ねください。

① 災害公営住宅の入居資格について

- ・災害により住宅を失った方で住宅に困窮している方が入居対象になります。

※その他の入居資格については、市町村により異なりますので、詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください。

② 災害公営住宅の家賃について

- ・応急仮設住宅とは異なり、災害公営住宅への入居後は「家賃」を支払う必要があります。
- ・災害公営住宅の家賃の額は、入居者の収入や住宅の広さ、建て方などによって異なりますが、近隣の民間賃貸住宅よりも低い家賃で入居できます。

a) 被災者生活再建支援制度 【資金の給付を受ける】

公営住宅に入居される場合、P17の「1）民間の賃貸アパートを借りる」場合での世帯人員と被害程度に応じた基礎支援金のみの給付となります。

b) 公営住宅入居助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、再建先として県内の公営住宅に入居した場合、支度費用の支援として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

次の(1)、(2)のいずれも該当する方が対象です。

(1) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する方

- (ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方
- (イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方
- (ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方
- (エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定されている方

(2) 被災者生活再建支援金の加算支援金を受給していない方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1 世帯当たり 1 回限り定額 10 万円を助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

c) 転居費用助成事業 【助成を受ける】

応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、県内の公営住宅へ転居（家財等を移動）した場合、転居費用として定額で助成を受けることができます。

【対象者】

(ア) 応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅）に入居していた方

(イ) 全壊又は大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた方

(ウ) 半壊の罹災証明書の交付を受け、その住宅を解体した方

(エ) 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定された方

※その他にも受給要件がございますので、詳細は被災時にお住まいの市町村にお尋ねください。

【助成内容】

1 世帯当たり 1 回限り定額 10 万円を助成します。

■問合せ先 被災時にお住まいの市町村

災害公営住宅について

1 災害公営住宅とは

災害公営住宅は、地方公共団体が、災害により滅失した住宅に居住していた者で、自力での住宅再建が難しい者に賃貸するため、公営住宅法に基づき建設等をするものです。

「令和2年7月豪雨」においては、各市町村において、住家の被害状況や被災者への意向調査等に基づき、必要に応じて計画され、予算措置の上、今後供給される見込みとなっています。

具体的な建設等の予定や計画内容、募集・入居の手続き等については、市町村により異なりますので、詳細は各市町村の公営住宅担当課にお問合せください。

2 家賃の目安

災害公営住宅の家賃は、入居世帯の収入（政令月収）や住宅の規模、立地の利便性、住宅の構造等によって定められ、住宅の完成に合わせて事業主体が決定します。参考として【参考1】に、収入（政令月収）や住宅規模の違いによる家賃の目安を示します。

なお、家賃のほかに、毎月の共益費や光熱費、退去時の原状回復費用等の負担があります。

【参考1】災害公営住宅家賃の例

区分	入居者の収入 (政令月収※)	入居者家賃の例 (円)※収入超過者の方を除く			
		1LDK	2DK	2LDK(3DK)	3LDK(4DK)
1	0円～104,000円	約15,000	約19,000	約23,000	約27,000
2	104,001円～123,000円	約18,000	約22,000	約27,000	約32,000
3	123,001円～139,000円	約20,000	約26,000	約31,000	約36,000
4	139,001円～158,000円	約23,000	約29,000	約35,000	約41,000
5	158,001円～186,000円	約26,000	約33,000	約40,000	約47,000
6	186,001円～214,000円	約31,000	約38,000	約46,000	約54,000

※政令月収は、一緒に入居しようとする者で収入のある方全員の所得合計額より算出します。算出にあたっては、給与等の支給額、公的年金等（一定額を減額）、公営住宅法に定める世帯属性等による控除（扶養控除、障がい者控除など）などを考慮します。

【参考2】政令月収の計算例（政令月収の計算例は、法令等の改正により令和3年7月1日以降のもので。）

○政令月収の計算例1：家族4人（本人30歳、妻28歳、子8歳、子6歳）で、本人が身体障害者3級の場合

：夫婦＋子ども二人で所得等が下表の条件であれば、政令月収は109,600円となります。

(2,925,200円 - 1,410,000円 - 200,000円(※)) ÷ 12 = 109,600円(区分2)

世帯主	年齢	職業	収入	所得	控除の種類	(控除額)
世帯主	30	会社員	給与	2,375,200円	身体障がい者控除	270,000円
妻	28	会社員	給与	550,000円	親族控除	380,000円
子	8	学生	なし	—	親族控除	380,000円
子	6	幼児	なし	—	親族控除	380,000円
所得合計				2,925,200円	控除額合計	1,410,000円

※入居者又は同居者に給与所得者又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合、一人につき10万円を追加で控除。

4. 住宅を借りる 2) 「災害公営住宅」に入居する

○政令月収の計算例2：家族2人（本人32歳、子10歳）のひとり親世帯（ひとり親控除あり）の場合
：本人+子どもで所得等が下表の条件であれば、政令月収は30,866円となります。

$(1,200,400 \text{ 円} - 730,000 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} (\ast)) \div 12 = 30,866 \text{ 円}$ （区分1）

世帯主	年齢	職業	収入	所得	控除の種類	(控除額)
世帯主	32	会社員	給与	1,200,400 円	ひとり親控除	350,000 円
子	10	学生	なし	—	親族控除	380,000 円
所得合計				1,200,400 円	控除額合計	730,000 円

※入居者又は同居者に給与所得者又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合、一人につき10万円を追加で控除。

【ご注意ください】

- 毎年申告していただく収入額が一定以上の額になると、明け渡しの努力義務が生じたり、明け渡し請求の対象となる場合があります。
- 政令月収は、一緒に入居しようとする者で収入のある方全員の所得合計額より算出します。算出にあたっては、給与等の支給額、公的年金等（一定額を減額）、公営住宅法に定める世帯属性等による控除（扶養控除、障がい者控除など）などを考慮します。前頁の【参考2】に、政令月収の計算例を示します。

3 災害公営住宅の形式と標準的な間取り

災害公営住宅の計画は、安全性確保はもちろん、立地環境の適応や周辺建物等との調和を考慮して進められます。

災害公営住宅の形式（構造・建て方）と間取りは、今後、各事業主体（市町村）において、地区の条件等を考慮して決定されます。

住宅の規模については、入居を希望される世帯の人数を踏まえ、設定されることとなります。以下に世帯構成に応じた住戸規模の目安を示します。

【世帯構成に応じた適正な住戸規模（間取り）の目安】

形式(間取り) 世帯構成	1DK (40~50㎡)	2DK (50~60㎡)	3DK または 2LDK (60~70㎡)	4DK または 3LDK (70㎡以上)
単身世帯	概ね適正な規模		(広い)	(広い)
2人世帯(中高年)	(狭い)	概ね適正な規模	(広い)	(広い)
2人世帯(若年)	(狭い)	概ね適正な規模		(広い)
3人世帯	(狭い)	概ね適正な規模		(広い)
4人世帯	(狭い)	(狭い)	概ね適正な規模	
5人世帯	(狭い)	(狭い)	概ね適正な規模	

◆お問合せ・相談窓口

項目		内容	問合せ先	ホームページ・県の担当課		
				関連記事	県担当課	
住まい	り災証明	被災者が各種の支援施策や税の減免等を申請するにあたって、必要とされる家屋の被害程度を市町村長が証明するもの	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34559.html	危機管理防災課	
	現物給付等	応急仮設住宅	令和2年7月豪雨により住宅を失い、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対し、応急仮設住宅(建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅)を提供する	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34386.html	すまい対策室
		被災住宅の応急修理等	被災した住宅を応急的に修理する場合の支援の申請・相談窓口	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34424.html	すまい対策室
			浸水した住宅の修理や再建などに関する相談窓口	(公社)熊本県建築士会 096-383-3200	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34272.html	建築課
			住宅の耐震改修の支援(補助)の申請・相談窓口	被災時にお住まいの市町村又は(一財)熊本県建築住宅センター(096-385-0771)	(センター) https://www.bhcku.ma.or.jp/	建築課
		家屋等の解体	市町村が実施する家屋等の解体	被災した建物がある市町村	—	循環社会推進課
	助成	土砂災害危険住宅移転促進事業	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)から安全な地域への住宅移転に対する助成	お住まいの市町村又は移転予定先の市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_11088.html	砂防課 建築課
生活支援	給付	被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方に支給	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_34374.html	健康福祉政策課
		災害弔慰金	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円	被災時にお住まいの市町村	http://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_15609.html	
		災害障害見舞金	ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円			
		義援金	人的被害(死亡者100万円、重傷者10万円) 住家被害(全壊85万円、大規模半壊・半壊42.5万円、準半壊・一部損壊5万円)	被災時にお住まいの市町村	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_36254.html	
	融資	災害復興住宅融資	自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方が対象	住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) 0120-086-353	https://www.jhf.go.jp/	—
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭等を対象とした住宅資金や転宅資金の貸付	お住いの熊本県各地域振興局		子ども家庭福祉課
		生活福祉資金	生活福祉資金(緊急小口資金)の災害時特例貸付	お住まいの市町村社会福祉協議会	https://www.pref.ku-mamoto.jp/kiji_35248.html	社会福祉課